

保険料の仮徴収が始まります

4月・6月・8月に受取の年金から保険料が差し引かれます



4月・6月・8月に受取の年金から差し引かれる後期高齢者医療・国民健康保険の保険料（仮徴収額）が決定しました。対象となる方には3月下旬から4月上旬に通知書を送付します。（「仮徴収」について詳しくは右ページをご覧ください。）

■ 対象者には通知書を送付します ～対象は以下の方です～



後期高齢者医療保険料

- ①平成21年2月に受取の年金から後期高齢者医療保険料が差し引かれていた方
- ②現在、後期高齢者医療保険料が年金から差し引かれていないが、平成20年10月1日までに後期高齢者医療に加入された方で、以下の条件すべてに該当する方
 - ・保険料が差し引かれる年金の受取額が年額18万円以上
 - ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、保険料が差し引かれる年金の受取額の2分の1を超えない



国民健康保険料

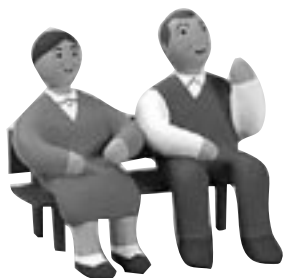
- ①平成21年2月に受取の年金から国民健康保険料が差し引かれていた世帯主の方
 - ※被保険者の年齢によっては、対象にならない場合があります。
- ②現在、国民健康保険料が年金から差し引かれていないが、平成20年4月以降65歳になられた世帯主の方で、以下の条件すべてに該当する方
 - ・国民健康保険に加入している
 - ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上
 - ・平成20年10月までに年金を受給し、その年額が18万円以上
 - ・介護保険料と国民健康保険料の合算額が、保険料が差し引かれる年金の受取額の2分の1を超えない

【納付方法変更の届出（年金から差し引いての納付から口座振替への変更）を2月6日までにされた方へ】
4月から年金から差し引いての納付にはならないため、通知書は届きません。後期高齢者医療は7月、国民健康保険は6月にそれぞれ通知書が届き、保険料が口座から引き落とされます。

後期高齢者医療保険料

平成20年度の保険料が減額されたために、

昨年10月以降、**保険料の納付が中止**になっていた方へ



- ・今回、保険料の通知書は届きません。

7月に平成21年度の保険料額および10月以降の納付方法をお知らせします。

※平成21年度の保険料納付の流れは、右をご覧ください。

●問い合わせ先 国保年金課（☎82-1209）